平成二十六年人事院規則二一一〇

の人事交流) 人事院規則二一―○(国と民間企業との間

業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法(昭和二十五年法律第九十五号)及び国と民間企 律第二百二十四号)に基づき、人事院規則二一― に関し次の人事院規則を制定する。 (国と民間企業との間の人事交流) の全部改正 人事院は、一般職の職員の給与に関する法律 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の

人事院規則二一一〇一六

事交流)の全部を改正する人事院規則 人事院規則二一―〇(国と民間企業との間の人

人事院規則二一―○

事交流)の全部を次のように改正する

人事院規則二一―〇(国と民間企業との間の人

目次 国と民間企業との間の人事交流

総則(第一条—第六条) 交流基準

第一節 第二節 交流派遣に係る基準(第九条―第十 基本原則 (第七条・第八条)

第三節 交流採用に係る基準(第二十条―第 九条) 一十六条)

第三章 第四節 人事交流の実施 雑則(第二十七条・第二十八条)

第二節 第一節 通則 (第二十九条・第三十条) 交流派遣の実施(第三十一条―第四 十一条)

第三節 交流採用の実施(第四十二条 十七条) —第四

章 総則

第一条 この規則は、適正な交流派遣及び交流採 関し必要な事項を定めることを目的とする。 を定めるとともに、官民人事交流法の実施等に づき、任命権者その他の関係者が従うべき基準 ため、官民人事交流法第五条第一項の規定に基 用(以下「人事交流」という。)の促進を図る (定義)

派遣」、「交流採用」、「任命権者」、「派遣先企第二条 この規則において、「民間企業」、「交流 三項、第八条第二項又は第二十条に規定する民 交流法第二条第二項から第五項まで、第七条第 しくは「交流元企業」とは、それぞれ官民人事 業」、「交流派遣職員」又は「交流採用職員」若

> 先企業、交流派遣職員又は交流採用職員若しく 間企業、交流派遣、交流採用、任命権者、派遣 は交流元企業をいう。

意義は、当該各号に定めるところによる。 民間企業との関係をいう。 第二十七条第二項において「特定処分等」と が少ない処分等又は軽微な処分等として人事 いう。) に関する事務を所掌するものと当該 院の定めるもの以外の処分等(第十二条及び (以下単に「処分等」という。) で裁量の余地 交流法第五条第一項第一号に規定する処分等 執行法人であって民間企業に対する官民人事 くは当該国の機関に置かれる部局等又は行政 宮内庁及び各外局をいう。以下同じ。) 若し 人事院、内閣府、デジタル庁及び各省並びに 国の機関(会計検査院、

二 本省庁 国の機関に置かれる部局等のう 視委員会、最高検察庁、国税不服審判所、農 中央労働委員会事務局、国土地理院及び海難 委員会事務総局、警察庁、国税不服審判所、 を除く。)並びに人事院事務総局、公正取引 林水産技術会議、国土地理院及び海難審判所 第九条までに規定する部局等(国際平和協力 四十三条及び第五十四条から第五十七条まで 号)第三十七条、第三十九条、第四十条、第 ち、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九 のものをいう。 審判所に置かれるこれらに類する部局等以外 本部、日本学術会議、警察庁、証券取引等監 (昭和二十三年法律第百二十号)第八条から 六号)第十四条第一項並びに国家行政組織法 項、デジタル庁設置法(令和三年法律第三十 並びに宮内庁法第十六条及び第十七条第一 十八条第一項において準用する場合を含む。) (宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第

三 本省庁の局長等の官職 国家行政組織法第 に規定する官房の長(各省に置かれるものに規定する事務局長及び局長並びに同条第二項 並びにこれらに準ずる官職として人事院が定 限る。)並びに検事総長及び次長検事の官職 規定する事務次官、同法第二十一条第一項に めるものをいう。 六条に規定する長官、同法第十八条第一項に

兀 及び検察官の俸給等に関する法律 のうち、指定職俸給表の適用を受ける職員 (昭和二十

> 五 本省庁の局庁等 本省庁に置かれる組織の うち、国家行政組織法第三条第三項に規定す る庁、同法第七条第一項に規定する官房及び 局並びにこれらに準ずる組織として人事院が 局並びに同条第七項に規定する委員会の事務 で本省庁の局長等の官職以外のものをいう。

(国若しくは地方公共団体の事務又は事業に類

する事務又は事業) 定めるものをいう。

Ŧi 弁護士法人 監査法人

本省庁の部長等の官職 本省庁に属する官

第三条 官民人事交流法第二条第二項第四号の人 事院規則で定める同号に規定する事務又は事業 に類するものは、次に掲げるものとする。 のもの
な人若しくは特定地方独立行政法人以外の者 検定その他これらに準ずる事務又は事業であ って、国若しくは地方公共団体又は行政執行 しくは特定地方独立行政法人の事務又は事業 からの委託を受けて実施する行政執行法人若 政法人をいう。以下この条において同じ。) 号)第二条第二項に規定する特定地方独立行 独立行政法人法(平成十五年法律第百十八 行法人若しくは特定地方独立行政法人(地方 おいて「指定等処分」という。)又は行政執 らに準ずる処分(次号及び第十九条第一号に 法令の規定に基づく指定、認定その他これ 指定等処分を受けて実施する試験、検査、

第四条 官民人事交流法第二条第二項第四号の人 事院規則で定める法人は、次に掲げる法人とす (官民人事交流法の対象とする法人)

信用金庫連合会 信用協同組合及び信用協同組合連合会

労働金庫及び労働金庫連合会

農林中央金庫

医療法人 損害保険料率算出団体

学校法人

社会福祉法人 日本赤十字社

認可金融商品取引業協会

贞 連合会 消費生活協同組合及び消費生活協同組合 自主規制法人

> 十 五 七号)第二条第二項に規定する特定非営利活 特定非営利活動促進法(平成十年法律第

給月額以上の俸給を受ける検事が占める官職 三年法律第七十六号)別表検事の項五号の俸

(交流派遣の対象から除外する職員) 十六 一般社団法人及び一般財団法人

第五条 官民人事交流法第二条第三項の人事院規 則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 臨時的職員その他任期を限られた常勤職員

非常勤職員

法第八十一条の五第一項から第四項までの 条件付採用期間中の職員

長された期間を含む。)を延長された管理監規定により異動期間(これらの規定により延 督職を占める職員

勤務延長職員

派遣法第三条に規定する派遣職員

条第一項の規定により派遣されている職員 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法 法科大学院派遣法第四条第三項又は第十

律第二十五号)第四十八条の三第七項又は第 八十九条の三第七項に規定する派遣職員 令和七年国際博覧会特措法第二十五条第

十二 令和九年国際園芸博覧会特措法第十五条 第七項に規定する派遣職員 七項に規定する派遣職員

十三 判事補及び検事の弁護士職務経験に関す 条第四項の規定により弁護士となってその職 る法律(平成十六年法律第百二十一号)第二 務を行う職員

(交流基準に係る意見聴取)

第六条 官民人事交流法第五条第三項の規定によ 流審査会」という。)から行うものとする。 第三項及び第二十八条第二項において単に「交 の規定により設置した交流審査会(第二十七条 る意見の聴取は、規則二―一一 (交流審査会)

第二章 交流基準

第一節 基本原則

(人事交流の対象とする民間企業)

第七条 人事交流は、その実務を経験することを とする。ただし、民間企業が次に掲げる場合に 得することができる民間企業との間で行うもの 通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体 流は行うことができない。 該当するときは、当該民間企業との間の人事交

民間企業又はその役員若しくは役員であった 人事交流を行おうとする日前一年以内に、

者が、当該民間企業の業務に係る刑事事件に となるときは、これらの場合のうち最初に起 をいう。以下同じ。)を受けた場合(同一の をいう。以下にした場合を除く。以下この号

- 三 第二十六条第一号から第三号までに規定するの能力、資格等に照らして特別であると認められるその者の民間企業における地位、賃金その他の処遇に関する取扱いをいう。第十七条において同じ。)をした場合(当該特別の取扱いをした日から五年を経過している場合を除く。)

第二節 交流派遣に係る基準

うものとする。うものとする。(交流派遣は、行政運営における重要な役第九条 交流派遣は、行政運営における重要な役

(所管関係にある場合の交流派遣の制限)

第十条 交流派遣をすることができない。 本省庁に属する官職を占めていた期間のある職 質については、次の各号に掲げる当該職員の占めていた官職の区分に応じ、当該各号に定める民間企業への交流派遣及び当該民間企業の子会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。)への交流派遣をすることができない。

- 国の機関と所管関係にある民間企業 本省庁の局長等の官職 当該官職が属する
- 務の一部を総括整理する官職である場合にある場合の局庁等(当該官職が本省庁の所掌事 本省庁の部長等の官職 当該官職が属する 第

- 本省庁に属する官職のうち課長及びこれと
 本省庁の部長等の官職を除く。以下「本省庁の課長等の官職」という。) 当該官職が属する本省庁の局庁等に置かれる組織のうち課若る本省庁の局庁等に置かれる組織のうち課若しくはこれに準ずる組織又は本省庁の所掌事しくはこれに準ずる組織又は本省庁の所掌事しくはこれに準ずる組織では本省庁の所掌事という。)と所管関係にある民間企業
- 四 本省庁に属する官職のうち本省庁の局長等の官職、本省庁の部長等の官職及び本省庁の部長等の官職が属するその他の官職」という。)当該官職が属する本省庁の課等に置かれる組織のうち最小単位のもの(府令、省令、訓令その他組織に関する定めにより設置されるものに限る。同条において「本省庁の最当に関する定めにより設置されるものに限る。同条において「本省庁の最小組織」という。)と所おいて「本省庁の最小組織」という。)と所おいて「本省庁の最小組織」という。)と所は、本省庁に属する官職のうち本省庁の局長等で関係にある民間企業
- 2 管区機関(国家行政組織法第九条に規定する 2 管区機関(国家行政組織法第九条に規定すること、前項の規定を進行の高庁等と、当該であるものをいう。以下同じ。)の長の官職域であるものをいう。以下同じ。)の長の官職を占めていた期間のある職員の交流派遣については、当該管区機関を本省庁の高長等の官職とそれぞれみなし官職を本省庁の部長等の官職とそれぞれみなして、前項の規定を準用する。
- 3 国の機関に置かれる本省庁以外の部局等又は、当該交流派遣職員の交流派遣をすることが、交流派遣を開いた日の直前に当該交流派遣を明問のより扱うものとする。
 第十一条 交流派遣職員の交流派遣の期間中に、事は及うものとする。
 の規定を適用した場合に交流派遣職員の占めていた印できない民間企業に該当することとなったときされた日の直前に当該交流派遣職員の方めていた日の直前に当該交流派遣を当ちるにのいて新たに交流派遣を方るものとして前条に可規定を適用した場合に交流派遣をするものとして前条できない民間企業に該当することとなったときさい民間企業に該当することとなったときが、当該交流派遣職員の交流派遣を継続することが、当該交流派遣職員の交流派遣を継続することが、当該交流派遣職員の交流派遣を継続することが、当該交流派遣職員の交流派遣を継続することが、当該交流派遣を継続することが、当該を入機関に置かれる本省庁以外の部局等又は、当該交流派遣を継続することを対している。
- これらと所管関係にある民間企業又は当該民間と考古しくは当該国の機関に置かれる部局等からの2第十二条 第十条の規定にかかわらず、国の機関と

遣元機関

(当該交流派遣職員が交流派遣をされ

とができない。

当該交流派遣を行うことができる。当該交流派遣を行うことができる。

|第十三条 国の機関等 (国の機関及び行政執行法 終了の日から二年を経過していないときは、当 この場合において、既にされた当該同一部局等 局等との所管関係に係る事務をつかさどる上級 局等」という。)に勤務する職員(当該同一部(以下この条及び第二十二条において「同一部 の民間企業に、連続して四回、当該民間企業と 該交流派遣と新たにする交流派遣は連続してい の職員を含む。以下この条及び第二十二条にお の最小単位のものをいう。) 又は行政執行法人 ち、本省庁の課、これに相当する部局等その他 該国の機関に置かれる部局等又は当該部局等と 所管関係にある同一の本省庁の課相当部局等 人をいう。以下同じ。)と所管関係にある同 るものとみなす。 に勤務する職員の当該民間企業への交流派遣の いて同じ。)の交流派遣をすることができない。 の権衡を考慮して人事院が定める組織であっ (国の機関、法律若しくは政令の規定により当 て、当該民間企業と所管関係にあるもののう

第十四条 交流派遣の制間中に、交流派係る年度のうちいずれかの年度において国の機関等と民間企業との間に特別契約関係(一の機関等と民間企業との間に特別契約関係(一の機関等と民間企業との間に特別契約関係(一の大き員の数が三盾人以上であり、かっ、常時使用する従額が三億円以上であり、かつ、常時使用する従額が三億円以上であり、かつ、常時使用する従額が三億円以上であり、かつ、常時使用する従額が三億円以上であり、かつ、常時使用する従額が三億円以上であることをいう。次項及び第二十三条において同じ。)がある場合には、当該年度においては、当該年度においては、当該年度においては、当該年度においては、当該年度において目じ。)がある場合においては、当該年度において目じ。)がある場合には、当該年度においては、当該年度において目に、資本の額又は出資の総関等と民間企業とので流派遣の制限)

(でも)のお告に傷つのに戦員等に係るで危候量を継続することができない。 と当該交流派遣に係る派遣先企業との間に特別と当該交流派遣に係る派遣先企業との間に特別

の制限)の制限)の制限)の制限)の制限)の制限)の制度がある。これでは、対象のの制度がある。これでは、対象の制度がある。これでは、対象の制度がある。

第十五条 交流派遣をしよる交流派遣の制限) に、職員として在職していた国の機関等と民間のある職員については、当該民間企業及びその子会社への交流派遣をすることができない。の子会社への交流派遣をしようとする日前五年以内第十五条 交流派遣をしようとする日前五年以内

第十六条 交流派遣の期間中に、派遣先企業又は第十六条 交流派遣の期間中に、派遣先企業又は特定不利益処分を受けた場合(同一の事実につき、起訴された場合又は特定不利益処分を受けた場合に限る。)には、当該派遣先企で二以上あることとなるときは、これらの場合て二以上あることとなるときは、これらの場合でありた最初に起訴された場合又は特定不利益処分を受けた場合に限る。)には、当該派遣先企業又は特定不利益処分を受けた場合に限る。)には、当該派遣先企業又は、職員に対する特別の取扱いによる交流派遣の期間中に、派遣先企業又は、職員に対する特別の取扱いによる交流派遣の期間中に、派遣先企業又は、

(民間企業における業務内容による交流派遣のの交流派遣を継続することができない。の交流派遣を継続することができない。2 派遣先企業が、その交流派遣職員に対し、特

第十八条 交流派遣予定職員の派遣先予定企業(派遣先企業となる民間企業をいう。以下同じで、における業務内容が、国の機関等(交流派遣をしようとする日前に当該交流派遣予定職員が職員として在職していた国の機関等からの情報のに対する折衝又は当該国の機関等からの情報のに対する折衝又は当該国の機関等からの情報ので集を主として行うものである場合には、当該ので流派遣予定職員の派遣先予定企業を流派遣をすることができない。

国の機関等に限る。)に対する折衝又は当該国に当該交流派遣職員が職員として在職していたが、国の機関等(交流派遣をしようとする日前2 交流派遣職員の派遣先企業における業務内容

員の交流派遣を継続することができない。 であることとなった場合には、当該交流派遣職 の機関等からの情報の収集を主として行うもの (民間企業の部門との交流派遣の制限)

第十九条 交流派遣をしようとする日前五年間に その事業による収益の主たる部分を次に掲げる 係る年度のうちいずれかの年度において、交流 遣先予定企業への交流派遣をすることができな は、当該部門の業務に従事させるために当該派 という。)によって得ている部門がある場合に 三号において「国等の事務又は事業の実施等」 び第三号並びに第四十二条第二項第二号及び第 もの(第二十五条、第三十一条第二項第二号及 から第十六号までに掲げる法人に限る。)に、 派遣予定職員の派遣先予定企業(第四条第五号

共団体の事務又は事業の実施 らの委託を受けて実施する国若しくは地方公 指定等処分又は国若しくは地方公共団体か

条第一項に規定する補助金等 る法律(昭和三十年法律第百七十九号)第1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関す 第三条各号に掲げる事務又は事業の実施 3

第三節 交流採用に係る基準

(交流採用の対象とする者)

第二十条 交流採用は、民間企業における実務の 法を体得している者を対象として行うものとす 経験を通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手

(所管関係にある場合の交流採用の制限)

子会社に雇用されている者についても同様とす 官職に就けることができない。当該民間企業の 本省庁に交流採用をする場合には、次に掲げる に雇用されている者について、当該国の機関の 国の機関と所管関係にある民間企業

本省庁の局長等の官職

する本省庁の部長等の官職 本省庁の局庁等の所掌事務の一部を総括整理 庁等に属する本省庁の部長等の官職及び当該 当該民間企業と所管関係にある本省庁の局

等に属する本省庁の課長等の官職 当該民間企業と所管関係にある本省庁の課

2 任命権者は、本省庁の官職を占める交流採用 小組織に属する本省庁のその他の官職 当該民間企業と所管関係にある本省庁の最

職員に係る交流元企業が次に掲げる場合に該当

配置について適切な措置を講じなければならな することとなったときは、当該交流採用職員の

部長等の官職である場合において、当該官職 係にあることとなったときを含む。)。 する事務を所掌する本省庁の局庁等と所管関 る官職である場合にあっては、その総括整理 官職が本省庁の所掌事務の一部を総括整理す ととなったとき(当該交流採用職員の占める の属する本省庁の局庁等と所管関係にあるこ 当該交流採用職員の占める官職が本省庁の 当該交流採用職員の占める官職が本省庁の

の属する本省庁の課等と所管関係にあること課長等の官職である場合において、当該官職 となったとき。

三 当該交流採用職員の占める官職が本省庁の その他の官職である場合において、当該官職 の属する本省庁の最小組織と所管関係にある こととなったとき。

れている者を当該管区機関に交流採用をする場 管区機関と所管関係にある民間企業に雇用さ 当該管区機関を本省庁の局庁等と、これらの官 ることを予定している者をいう。以下同じ。) 合(交流採用予定者(任命権者が交流採用をす 職を本省庁の部長等の官職とそれぞれみなし める官職が当該管区機関の長の官職である場合 の占めることとなる官職又は交流採用職員の占 て、前二項の規定を準用する。 に限る。)における当該交流採用については、

4 例に準じて取り扱うものとする。 職又は交流採用職員の占める官職が管区機関の る場合(交流採用予定者の占めることとなる官 以外の部局等又は行政執行法人に交流採用をす されている者を当該国の機関に置かれる本省庁 行政執行法人と所管関係にある民間企業に雇用 流採用については、第一項及び第二項の規定の 長の官職である場合を除く。)における当該交 国の機関に置かれる本省庁以外の部局等又は

第二十二条 国の機関等と所管関係にある同一の の職員として交流採用をすることができない。回、当該民間企業と所管関係にある同一部局等 民間企業に雇用されている者を、連続して四 用は連続しているものとみなす。 ないときは、当該交流採用と新たにする交流採 雇用されている者の当該同一部局等の職員とし ての交流採用の終了の日から二年を経過してい この場合において、既にされた当該民間企業に

第二十三条 交流採用をしようとする日前五年間 されている者については、当該国の機関等に交 場合には、当該民間企業及びその子会社に雇用 機関等と民間企業との間に特別契約関係がある 流採用をすることができない。 に係る年度のうちいずれかの年度において国の

の制限) (契約の締結に携わった職員等に係る交流採用

第二十四条 交流採用をしようとする日前五年以 との間の契約の締結又は履行に携わった期間の ある者については、当該国の機関等に交流採用 内に、交流元企業となる民間企業と国の機関等 をすることができない。

(民間企業の部門との交流採用の制限)

に係る年度のうちいずれかの年度において、交第二十五条 交流採用をしようとする日前五年間 その事業による収益の主たる部分を国等の事務 号から第十六号までに掲げる法人に限る。) に、流採用予定者の所属する民間企業 (第四条第五 することができない。 たことがある当該交流採用予定者の交流採用を 場合には、当該年度において当該部門に所属し 又は事業の実施等によって得ている部門がある (民間企業との合意がない場合の交流採用の制

第二十六条 任命権者と民間企業との間で次に掲 用をすることができない。 げる事項について合意がなされていない場合に は、当該民間企業に雇用されている者の交流採

の他の財産上の利益を贈与しないものとする 採用職員に対し、その任期中、金銭、物品そ 当該民間企業は、当該交流採用に係る交流

二 官民人事交流法第二条第四項第二号に係る るものとすること。 よう必要な措置を講ずる等適切な配慮を加え 民間企業における地位、賃金その他の処遇に 交流採用に係る交流採用職員の任期中の当該 交流採用にあっては、当該民間企業は、当該 ついて、交流採用の適正な運用が確保される

第二条第四項第一号に係る交流採用にあって る交流採用にあっては当該交流採用の終了後 は再雇用されることをいい、同項第二号に係 採用職員であった者の復帰(官民人事交流法 引き続き雇用されていることをいう。 当該民間企業は、当該交流採用に係る交流 次号に

(特別契約関係がある場合の交流採用の制限) を次に掲げる業務に従事させないものとする おいて同じ。)の後、当該復帰の日から起算 して二年間は、当該交流採用職員であった者

第二条第三号に規定する申請に関する業務 の号において同じ。) に対する行政手続法 が在職していた国の機関等をいう。以下こ 行に関する業務 交流採用機関(交流採用職員であった者 交流採用機関との間の契約の締結又は履

他の処遇について、当該民間企業の他の従業 慮を加えるものとすること。 員との均衡を失することのないよう適切な配 の者の当該民間企業における地位、賃金その 採用職員であった者が復帰をしたときは、そ 当該民間企業は、当該交流採用に係る交流 機関からの情報の収集を主として行う業務 えその他これらに類する行為に関する業務 令の規定に基づく検査、臨検、捜索、差押 交流採用機関に対する折衝又は交流採用 交流採用機関の当該民間企業に対する法

(人事交流の特例) 第四節 雜則

第二十七条 第七条第一号、第十三条、第十六 い、又は継続することができる。 ないと人事院が認めるときは、 ないと人事院が認めるときは、人事交流を行定にかかわらず、公務の公正性の確保に支障が 条、第十九条、第二十二条及び第二十五条の規

2 を行い、又は継続することができる。 がないと人事院が認めるときは、当該人事交流 当該人事交流により公務の公正性の確保に支障 企業を対象とするものではない場合において、 係の基礎となる特定処分等が特定の業種の民間 と所管関係にある民間企業又は当該民間企業の 関に置かれる部局等又は行政執行法人とこれら 定にかかわらず、国の機関若しくは当該国の 子会社との間の人事交流について、当該所管関 第十条から第十二条まで及び第二十一条の規

交流審査会の意見を聴くものとする。 前二項の場合において、人事院は必要に応じ

3

第二十八条 前条に規定するもののほか、国の機 は、別段の取扱いをすることができる。 り難い特別の事情があると人事院が認めるとき れた場合その他の場合において、この規則によ 又は交流元企業における事業内容の変更が行わ 関等の組織の改廃が行われた場合、派遣先企業

意見を聴かなければならない。 前項の場合において、人事院は交流審査会の 人事交流の実施

第一節 通則

(民間企業の公募)

の掲載により行うものとする。 により人事院が行う民間企業の公募は、官報へ 官民人事交流法第六条第一項の規

ればならない。 放送、インターネットその他の適切な手段によ には、前項の規定により公募するほか、新聞、 定により、人事院が民間企業の公募を行う場合 人事院は、官民人事交流法第六条第一項の規 民間企業に当該公募について周知させなけ

第三十条 官民人事交流法第六条第一項の規定に る人事交流に関する条件を記載した書類を人事 に掲げる民間企業の区分に応じ当該各号に定め 基づき応募しようとする民間企業は、次の各号 院に提出するものとする。 交流派遣に係る職員を受け入れることを希

望する民間企業 次に掲げる交流派遣に関す る条件

交流派遣に係る職員の年齢及び必要な経 交流派遣に係る職員の当該民間企業にお

労働契約の期間

ける地位及び業務内容

ける賃金、労働時間その他の労働条件 交流派遣に係る職員の当該民間企業にお

民間企業が必要と認める条件 イからニまでに掲げるもののほか、当該

二 その雇用する者が交流採用をされることを 希望する民間企業 次に掲げる交流採用に関

第一号又は第二号のいずれに係るものであ 交流採用が官民人事交流法第二条第四項 るかの別

交流採用に係る者の年齢及び経歴

交流採用に係る者の職務内容

任用期間

民間企業が必要と認める条件 イからニまでに掲げるもののほ 当該

第二節 交流派遣の実施

第三十一条 任命権者は、官民人事交流法第七条 第一項の規定により交流派遣をしようとすると (交流派遣の実施に関する計画の認定)

次に掲げる事項を定めた交流派遣の実施

に関する計画を記載した書類(次項において に提出して、その認定を受けなければならな 「交流派遣に係る計画書類」という。)を人事院

交流派遣予定職員に関する次に掲げる事項 氏名及び生年月日

占めていた官職及びその職務内容 交流派遣をしようとする日前二年以内に

派遣先予定企業の名称、所在地及び事業

派遣先予定企業における地位及び業務 2

交流派遣の期間

その他の労働条件 派遣先予定企業における賃金、 労働時間

派遣先予定企業における福利厚生に関す

と派遣先予定企業との間の契約の締結又は 履行に関する事務に従事したことの有無及 おいて職員として在職していた国の機関等 びその内容 交流派遣をしようとする日前五年以内に

三 交流派遣をしようとする日前五年間に係る 予定企業との間の契約関係の有無及びその職員として在職していた国の機関等と派遣先 それぞれの年度において交流派遣予定職員が 分等に関する事務の所掌の有無及びその内容 いた国の機関等の派遣先予定企業に対する処 いて交流派遣予定職員が職員として在職して 交流派遣をしようとする日前二年以内にお

四 交流派遣をしようとする日前一年以内にお ける派遣先予定企業(その役員又は役員であ った者を含む。)に関する次に掲げる事項 内容 件に関し起訴されたことの有無及びその 当該派遣先予定企業の業務に係る刑事事

派遣先予定企業との間の人事交流の実績 交流派遣予定職員の在職する国の機関等と 利益処分を受けたことの有無及びその内容 当該派遣先予定企業の業務に係る特定不

五号の俸給月額以上の俸給を受ける検事又はは検察官の俸給等に関する法律別表検事の項 る日前二年以内に指定職俸給表の適用を受け 行政執行法人の職員であってその職務と責任 る職員、検事総長、次長検事、検事長若しく 交流派遣予定職員(交流派遣をしようとす

> 当該交流派遣予定職員の配置その他の人事等職員の交流派遣による経験等を生かすための に関する方針 後継続して勤務させ、及び当該交流派遣予定 交流派遣の期間の満了により職務に復帰した 員に限る。) に係る当該交流派遣予定職員を るものとして人事院が定めるものであった職

と認める事項 前各号に掲げるもののほか、人事院が必要

を交流派遣に係る計画書類に記載しなければな は、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項 任命権者は、第四条第五号から第十六号まで 1掲げる法人に交流派遣をしようとするとき

ばならない。

関する理解を深めることができると判断した 行の手法を体得し、かつ、民間企業の実情に することを通じて効率的かつ機動的な業務遂 交流派遣予定職員が当該法人の実務を経験

の実施等から得ている収益の総額であって、 れぞれの年度におけるもの 交流派遣をしようとする日前五年間に係るそ に必要な経費の総額及び国等の事務又は事業 派遣先予定企業における事業の運営のため

三 交流派遣予定職員の所属することとなる部 派遣をしようとする日前五年間に係るそれぞ 門の事業によって得ている収益の総額及び当 れの年度におけるもの によって得ている収益の総額であって、交流 該部門において国等の事務又は事業の実施等

第三十二条 任命権者は、官民人事交流法第七条 項第一号ハからトまでに掲げる事項を明示しな 当該職員に対してその交流派遣に係る前条第一 第二項に規定する職員の同意を得る場合には、 ければならない。 (交流派遣予定職員の同意)

第三十三条 官民人事交流法第七条第三項の人事 院規則で定める事項は、次に掲げる事項とす (交流派遣に係る取決め)

二 交流派遣予定職員の派遣先企業における福 務の制限に関する事項 交流派遣予定職員の派遣先企業における業

務の従事の状況の連絡に関する事項 交流派遣予定職員の派遣先企業における業

利厚生に関する事項

が指定職俸給表の適用を受ける職員に相当す 第三十四条 任命権者は、交流派遣の期間中に当 交流派遣に係る交流派遣職員の同意を得なけれにおいて、当該変更について、あらかじめ当該 の事項の変更を希望する旨の申出があった場合 係る当該計画の変更は、派遣先企業からこれら 条第一項第一号ニからトまでに規定する事項に 画を変更することができる。ただし、第三十一 が生じたときは、人事院の認定を受けて当該計 該交流派遣の実施に関する計画を変更する必要 (交流派遣の実施に関する計画の変更等)

2 の内容を明示しなければならない。 当該交流派遣に係る交流派遣職員にその取決め ればならない。この場合において、任命権者は 一項第一号ニからトまでに規定する事項につい に従って、当該変更に係る取決めを締結しなけ は、派遣先企業との間において、変更後の計画 て交流派遣の実施に関する計画を変更したとき 任命権者は、前項の規定により第三十一条第

たときは、交流派遣職員は、その取決めの内容 するものとする。 に従って、派遣先企業との間で労働契約を締結 前項に規定する変更に係る取決めが締結され

(交流派遣職員の保有する官職)

第三十五条 交流派遣職員は、交流派遣をされた 時に占めていた官職又はその交流派遣の期間中 し、併任に係る官職については、この限りでな に異動した官職を保有するものとする。ただ

2 補充することを妨げるものではない。 (交流派遣職員の業務の制限) 前項の規定は、当該官職を他の職員をもって

第三十六条 官民人事交流法第十二条第一項の人 事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とす

遣前に職員として在職していた国の機関等を 行政手続法第二条第三号に規定する申請に関 いう。以下この条において同じ。)に対する 派遣前の機関(交流派遣職員がその交流派

一 派遣前の機関との間の契約の締結又は履行 に関する業務

三 派遣前の機関の派遣先企業に対する法令の 規定に基づく検査、臨検、捜索、差押えその 他これらに類する行為に関する業務

第三十七条 官民人事交流法第十三条第一項の人(交流派遣職員を職務に復帰させる場合)

- った場合 一 交流派遣職員がその派遣先企業の地位を失
- 一 交流派遣職員が法第七十九条各号のいずれ三号に該当することとなった場合一 交流派遣職員が法第七十八条第二号又は第一
- 四 交流派遣職員が法第八十二条第一項各号 2 不明となった場合 不明となった場合 かに該当することとなった場合又は水難、火かに該当することとなった場合又は水難、火
- 立 交流派遣職員の交流派遣が官民人事交流法り読み替えて適用する場合を含む。)のいずり読み替えて適用する場合を含む。)のいず(官民人事交流法第十二条第五項の規定によ(官民人事交流法第十二条第一項各号)。
- れた取決めに反することとなった場合実施に関する計画又は当該計画に従い締結さて交流派遣職員の交流派遣が当該交流派遣のする交流基準に適合しなくなった場合する交流基準に適合しなくなった場合の規定又は前章第一節若しくは第二節に規定の規定又は前章第一節若しくは第二節に規定の規定又は前章第一節若しくは第二節に規定の規定又は前章第一節若しくは第二節に規定の規定とは前章第一節若しくは第二節に規定の規定となった場合
- (交流派遣職員の職務復帰後の官職の制限) (交流派遣職員の職務復帰後の官職の制限) (交流派遣職員の派遣先企業であった民間企業と対する処分等に関する事務又は当該民間企業に対する処分等に関する事務又は当該民間企業に対ける契約の締結若しくは履行に関する事務をその職務とする官職とする。

(交流派遣に係る人事異動通知書の交付)

★三十九条 任命権者は、次に掲げる場合には、 取計に対して、規則八─一二(職員の任免)第★株正十九条 任命権者は、次に掲げる場合には、

- 交流派遣をした場合
- 場合 交流派遣職員の交流派遣の期間を延長した
- 交流派遣職員を職務に復帰させた場合
- が職務に復帰した場合

 交流派遣の期間の満了により交流派遣職員

扱い) (交流派遣職員の職務復帰時における給与の取)

かわらず、人事院の定めるところにより、そのお、人事院の定めるところにより、そのお、昇格、昇給等の基準)第二十条の規定にかあると認められるときは、規則九一八(初任まの十条 交流派遣職員が職務に復帰した場合に

る。 職務に応じた職務の級に昇格させることができ

第四十一条 交流派遣職員が職務に復帰した場合 第四十一条 交流派遣職員が職務に復帰した場合 できると認められるときは、交流派遣の期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日(規則帰した日、同日後における最初の昇給日(規則常した日、同日後における最初の昇給日(規則に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整すた、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

第三節 交流採用の実施

(交流採用の実施に関する計画の認定)

第四十二条 任命権者は、官民人事交流法第十九年の規定により交流採用をしようとする、
をきは、次に掲げる事項を定めた交流採用の実
をきは、次に掲げる事項を定めた交流採用の実
ときは、次に掲げる事項を定めた交流採用の実
を第一項の規定により交流採用をしようとする
第四十二条 任命権者は、官民人事交流法第十九

第二号のいずれに該当するかの別イ 官民人事交流法第二条第四項第一号又は交流採用予定者に関する次に掲げる事項

- 氏名及び生年月日「所属企業」という。)の名称及び事業内容「所属企業」という。)の名称及び事業内容
- 、『現文がより現ち刊下ている所属企業における地位を含む。)ている所属企業における地位を含む。)民人事交流法第二条第四項第二号に掲げる民人事交流法第二条第四項第二号に掲げる「所属企業における地位及び業務内容(官
- ホ 官職及びその職務内容

外の給付

- へ 選考基準及び選考結果の概要
- 事したことの有無及びその内容間の契約の締結又は履行に関する事務に従間の契約の締結又は履行に関する事務に従ことを予定している国の機関等をいう。以ことを予定している国の機関等をいう。以おいて交流採用をしようとする日前五年以内にチ 交流採用をしようとする日前五年以内に
- 等に関する事務の所掌の有無及びその内容 一 交流採用予定機関の所属企業に対する処分

金の貸付け

- イ 当該所属企業の業務に係る刑事事件に関を含む。)に関する次に掲げる事項を含む。)に関する次に掲げる事項四 交流採用をしようとする日前一年以内にお
- ロ 当該所属企業の業務に係る特定不利益し起訴されたことの有無及びその内容
- ぐだり冬漬 交流採用予定機関と所属企業との間の人事 交流採用予定機関と所属企業との内容 ・ 当該所属企業の業務に係る特定不利益処
- と認める事項を認める事項を認める事項を認める事項を認める事項を認めています。
- 一 交流采用予定者の所属企業こおする事業のることができると判断した理由一 交流採用予定者が交流採用予定機関の職務

- 第四十三条 官民人事交流法第十九条第四項の人事院規則で定める給付は、交流元企業がその雇用する者の福利厚生の増進を図るために行う場付のうち、次に掲げる給付(第一号、第三号及び第四号に掲げる給付を任期中に新たに行う場合にあっては、当該任期中に終了するものを除く。)であって、公務の公正性の確保に支障がないと人事院が認めるものとする。

 一 住宅資金、生活資金、教育資金その他の資

- を余く。) 蓄金の管理(任期中の新たな貯蓄金の受入れ 交流採用予定者の委託を受けて行うその貯
- 三 住宅の貸与

サービスの提供 四 保健医療サービスその他の人事院の定める

ものとして人事院が指定する給付五 前各号に掲げる給付に準ずると認められる

(交流採用の実施に関する計画の変更)

第四十四条 任命権者は、交流採用に係る任期中 第四十四条 任命権者は、当該変更に係る事項を記述要が生じたときは、当該変更に係る事項を記せなければならない。この場合において、当該変更に係る事項が任期の更新であるときは、任命権者は、あらかじめ当該交流採用に係る交流採用職員の同意を得なければならない。
(交流採用職員の同意を得なければならない。

第四十五条 官民人事交流法第二十条の人事院規第四十五条 官民人事交流元企業との間における契約の締結若しくは履行に関する事務をその職務とする官職は、交流元企業に対する処分等とする官職とする。

(交流採用に係る人事異動通知書の交付)

による人事異動通知書を交付しなければならなてによる人事異動通知書を交付しなければならな額 職員に対して、規則八―一二第五十八条の規定額 開口 (本)

- 一 交流採用をした場合
- 一 交流採用職員の任期を更新した場合

までの規定の適用の特例) (交流採用職員の規則九―八第四章から第六章

施行期日) 抄

施行の日から施行する。 正する法律(平成二十六年法律第二十二号)の第一条 この規則は、国家公務員法等の一部を改

則一—六三) 抄附 則 (平成二七年三月一八日人事院規

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十七年四月一日 施行する。 から

(施行期日)

(人事院規則二一―〇の一部改正に伴う経過措

第七条 第五条の規定による改正後の規則二一-むものとする。 する行政執行法人には、特定独立行政法人を含 の規定の適用については、これらの規定に規定 第二十七条第二項及び第三十一条第一項第六号 ○ (次項において「改正後の規則二一―○」と いう。)第二条第二項第一号、第十条第三項、

3 十七号)の施行の日の後間における独生の関係に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)の施行の日の後間等(独立行政法人通等」とあるのは「国の機関等(独立行政法人通等」とあるのは「国の機関等(独立行政法人通 独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平 行法人」とあるのは「及び行政執行法人並びに改正後の規則二一―〇第十三条中「及び行政執 第三十一条を除き、以下同じ。)」とする。 立行政法人国立病院機構を除く。第十五条及び 第二条第二項に規定する特定独立行政法人」 立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) 成二十六年法律第六十六号)による改正前の独 規則二一―○第十九条の規定の適用について 改正後の規則二一―○第十三条及び規則二一 ○第十四条第二項の規定の適用については、 1

務又は事業の実施を含み、」とする。 る改正前の規則二一─○第三条各号に掲げる事 の整備に関する人事院規則)第五条の規定によ を改正する法律等の施行に伴う関係人事院規則 事院規則一―六三(独立行政法人通則法の一部 同条中「もの(」とあるのは、「もの(人

ののほか、この規則の施行に関し必要な経過措第十五条 附則第二条から前条までに規定するも (雑則) 人事院が定める。

則一一六六)附則(平4 (平成二七年六月二四日人事院規

この規則は、平成二十七年六月二十五日から

施行する。 則一一七〇) 抄附 則 (平成二 (平成二九年五月一九日人事院規

この規則は、公布の日から施行する。 規則二一―〇―七) (平成三〇年一〇月二五日人事院

> この規則は、公布の日から施行する。 則 (令和元年五月二三日人事院規則

この規則は、公布の日から施行する。

則二一〇一八) 則 (令和元年一二月一三日人事院規

この規則は、公布の日から施行する。 則 (令和二年四月一日人事院規則1

この規則は、公布の日から施行する。 附 |0|九) 則 (令和二年六月一二日人事院規則

(施行期日)

——七五) 抄

この規則は、公布の日から施行する。 則一—七六) 抄附 則(令和二年一二月二八日人事院規

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。 附 則 |七七) (令和三年九月一日人事院規則

この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (令和四年二月一八日人事院規則

(施行期日)

——七九)

抄

|第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行 する。 (定義)

語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ第二条 この附則において、次の各号に掲げる用 による。

改正する法律(令和三年法律第六十一号)を 令和三年改正法 国家公務員法等の一部を

令和五年旧法

令和三年改正法第一条の規

兀 三 暫定再任用職員 令和三年改正法附則第三 条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。 定による改正前の法をいう。 暫定再任用短時間勤務職員 令和三年改正

Ŧi. の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤 時間勤務職員をいう。 務職員をいう。 定年前再任用短時間勤務職員 法第六十条

法附則第七条第一項に規定する暫定再任用短

t 旧法再任用職員 施行日 この規則の施行の日をいう。 施行日前に令和五年旧

第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第

項の規定により採用された職員をいう。

|第二十五条||附則第三条から前条までに規定する もののほか、この規則の施行に関し必要な経過

措置は、人事院が定める。 <u>-</u>八二 則 (令和四年六月二四日人事院規則

この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (令和四年七月一日人事院規則) <u>-0-10</u>)

この規則は、公布の日から施行する。 則二一一〇一一一)附則(令和四年 則 (令和四年一二月一六日人事院規

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年一月一日から施 する。ただし、次条の規定は、公布の日から施 行する。

第二条 この規則の施行の日以後にする官民人事 は第四十二条第一項の規定による認定の手続及 交流法第二条第三項に規定する交流派遣又は同 とができる。 前においても、これらの規定の例によりするこ よる改正後の規則二一─○第三十一条第一項又 条第四項に規定する交流採用に係るこの規則に びこれらに関し必要な手続は、この規則の施行 (準備行為)

(雑則)